

## <参考例>

### (〇〇〇自治会) 防犯カメラ管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、◇◇◇地区に設置する防犯カメラについて、街頭犯罪の防止など防犯カメラの有効性と地域住民のプライバシーの保護との調和を図るため、防犯カメラの適切な管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された画像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者でなくなった後においても同様とする。

(防犯カメラの設置等)

第3条 防犯カメラを設置する場合は、あらかじめ地区で合意形成を図るものとし、管理責任者は、防犯カメラの設置、運用及び維持管理に際して、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 防犯カメラの撮影範囲は、主に道路等の公共の用に供する場所とし、特定の個人及び建物等を撮影しないなど、プライバシーの保護に十分配慮すること。
- (2) 防犯カメラの撮影区域内の住民等には、あらかじめ同意を得た上で設置すること。
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称等を表示すること。
- (4) 管理責任者及び管理責任者が指定した者以外の者に、防犯カメラにより撮影された画像の取扱いをさせないこと。
- (5) 防犯カメラによって撮影された画像の編集又は加工、不必要な閲覧は行わないこと。
- (6) 画像の閲覧が必要な場合は、管理責任者又は管理責任者の指定した者の立会いのもとで閲覧を行い、実施した内容等を記録しておくこと。
- (7) 防犯カメラは、常に良好な状態を保つよう維持管理に努めること。

(画像の保存期間等)

第4条 管理責任者は、画像の漏えい、紛失、き損、改ざん防止など画像の安全管理のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 画像が記録された媒体（以下「記録媒体」という。）は、施錠により防護された場所に保管する等関係者以外が触れることができないようにすること。
- (2) 画像及び記録媒体の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、おおむね7日から14日までとし、不必要な記録、保存をしないようにすること。
- (3) 保存期間が過ぎた画像は、復元不能となるように確実に消去し、記録媒体を廃棄する場合は、破砕するなど画像が読み取れない状態にしたうえで廃棄すること。

(利用の制限)

第5条 管理責任者は、記録した画像及び記録媒体の内容を設置目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づく要請等を受けた場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

2 管理責任者は、記録した画像を閲覧させ、又は提供するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 記録した画像の閲覧又は提供の要請等があった場合は、要請等をしてきた機関の名称、理由、画像の範囲などを明示した書類の提出を求めること。
- (2) 前号の書類を受理し、審査した結果、その要望等に理由があると認められる場合は、要請等のあった機関の名称、理由、画像の範囲などを明示した書面をもって許可すること。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。